雇用保険法施行規則の改正について

育児休業給付金・介護休業給付金

令和4年4月・令和4年10月からの変更点

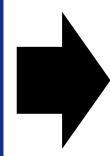
奈良労働局 職業安定部

令和4年4月1日~

有期雇用労働者の育児・介護休業給付金 受給要件の緩和

【現行】

- ●育児休業の場合
 - (1) 引き続き雇用された期間が 1年以上
 - (2) 1歳6ヶ月までの間に契約が 満了することが明らかでない
- ●介護休業の場合
- (1)引き続き雇用された期間が 1年以上
- (2)介護休業開始予定日から93 日経過日から6ヶ月を経過す るまでに契約が満了すること が明らかでない



【令和4年4月1日~】 **育児休業・介護休業いずれも** (1)の要件を撤廃し、

(2) のみになります

育児休業給付金 介護休業給付金の要件緩和

産後パパ育休(出生時育児休業)

令和4年10月1日

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる産後パパ育休制度が創設されます。

産後パパ育休を取得した場合に、出生時育児休業給付金が受けられます。

- ・休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある (ない場合は就業している時間数が80時間以上の)完全月が 12か月以上あること。
- ・休業期間中の就業日数が、最大10日(10日を超える場合は 就業している時間数が80時間)※2 以下であること。

支給要件

- ※2 28日間の休業を取得した場合の日数・時間です。 28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります。
 - (例)14日間の休業
 - → 最大5日(5日を超える場合は40時間) 10日間の休業
 - \rightarrow 最大 4日(4日を超える場合は28時間) [10日× 10 / 28 =3.57(端数切り上げ) \rightarrow 4日]

令和4年10月1日

・休業開始時賃金日額(原則、育児休業開始前6か月間の 賃金を180で除した額)×**支給日数×67%**※3 支給額 支給された日数は、育児休業給付の支給率67%の 上限日数である180日に通算されます。 出生日※4の8週間後の翌日から起算して2か月後の月末 まで 【例】出生日が令和4年10月15日 → 申請期限は令和5年2月末日まで 申請期間 ※4出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日 2回まで分割して取得できますが、1回にまとめての申請 となりますのでご注意ください。

令和4年10月1日

- 1歳未満の子について、原則2回の育児休業まで、育児休業給付金を 受けられるようになります。
- 3回目以降の育児休業については、原則給付金を受けられませんが、 以下の例外事由に該当する場合は、この回数制限から除外されます。

回数制限の例外事由

- I.別の子の産前産後休業、育児休業、別の家族の介護休業が始まったことで育児休業が終了した場合で、新たな休業が対象の子または家族の死亡等で終了した場合
- Ⅱ.育児休業の申し出対象である1歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡、 負傷等、婚姻の解消でその子と同居しないこととなった等の理由で、養育す ることができなくなった場合
- Ⅲ.育児休業の申し出対象である1歳未満の子が、負傷、疾病等により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- IV.育児休業の申し出対象である1歳未満の子について、保育所等での保育利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

育児休業の分割取得

出生後8週

出生

令和4年10月1日

1歳6か月

1歳

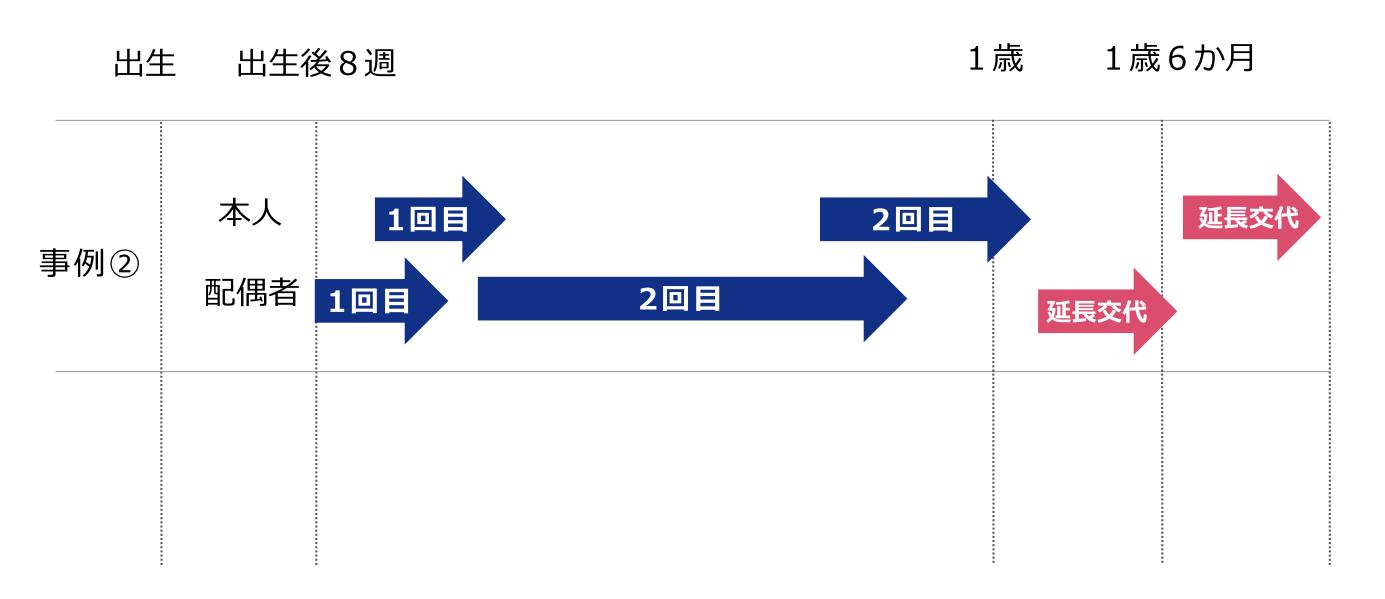
- 1歳未満の子について、原則2回の育児休業まで、育児休業給付金を 受けられるようになります。
- 3回目以降の育児休業については、原則給付金を受けられませんが、 **例外事由に該当する場合は、この回数制限から除外**されます。

事例① 1回目 例外事由 2回目 例外事由なし

育児休業の分割取得

令和4年10月1日

■ 育児休業の延長事由があり、かつ、夫婦交代で育児休業を取得する場合 (延長交代)は、1歳~1歳6か月と1歳6か月~2歳の各期間において夫婦 それぞれ1回に限り育児休業給付金が受けられます。



令和4年10月1日

3. その他の変更点

- ・育児休業給付金の支給要件となる被保険者期間の確認や、支給額を決定する休業開始時賃金月額の算定は、初めて育児休業を取得する時のみ行います。従って、2回目以降の育休の際は、これらの手続きは不要です。
- ※産後パパ育休を取得している場合は、それを初めての休業とします。 その後に取得する育児休業についても、これらの手続きは不要です。
- ・産後パパ育休と育児休業を続けて取得した場合など、短期間に複数の休業を取得した場合は、先に取得した休業から申請してください。